

第1章 子ども読書活動推進計画の策定に当たって

計画策定の背景

●子どもの「読書離れ」や「活字離れ」への懸念

⇒**子どもの読書活動の推進に関する法律** (H13.12)

第2条(基本理念)

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけるうえで欠かせないものである

⇒子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国の第1次計画 H14.8)

⇒愛知県子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(愛知県の第1次計画 H16.3)

【第1次計画以降の動向】

- 文字・活字文化振興法**(H17.7)の成立
 - 教育基本法(H18)、学校教育法(H19)の改正
 - 新学校図書館図書整備五か年計画(H19-23)
- ⇒国の第2次計画 H20.3
⇒愛知県の第2次計画 H21.9

計画の位置づけ

「**子どもの読書活動の推進に関する法律**」**第9条第2項**に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や基本的な取り組みを示すもの

計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間(必要に応じて、見直しや修正を加える)

計画の対象

0歳から18歳までの子ども(子どもの読書活動の推進に関わる保護者、市民ボランティア、行政関係者も対象)

計画策定の方法

「**豊川市子ども読書活動推進計画策定委員会**」(有識者、関係諸機関代表者、市民代表者、行政関係者で構成)において、総合的な見地から本計画の内容を検討

豊川市子ども読書活動推進計画の概要

豊川市教育委員会
中央図書館

(本市の現状)「豊川市読書に関するアンケート」(平成22年7月実施)より

- 子どもの読書活動の状況：**年齢を重ねるにつれ、読書離れが懸念される。**
- 学校図書館における読書活動の状況：**中学生・高校生は、学校図書館をほとんど活用していない。**
- 図書館等の市の施設の活用状況：**年齢を重ねるにつれ、読書よりも勉強の場として図書館を利用している。**
- 保護者の読書活動に対する考え方：**保護者は、子どもと比較して読書を行っていないが、子どもに対しては読書を行ってほしいと考えている。**

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

読書で心豊かに生きよう

2 基本目標

- 1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
- 4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

3 成果指標と達成目標

- 「読書好き」な子どもの割合の向上
- ほとんど本を読まない子どもの割合の減少
- 園児・小学生低学年への読み聞かせの頻度の向上
- 児童書・ティーンズの貸出冊数の増加

第3章 子ども読書活動の推進のための取り組み

【図書館】◎図書館検定の実施

【学校】◎マイブックプロジェクトの推進 ○朝読の推進
○読書啓発の実施

【家庭】◎うち読の推進～母と子の10分館～

【地域】□ブックスタートの推進 □2歳児歯科健康診査時の読書活動の普及・啓発・啓発 □乳幼児健康診査 □読み聞かせ教室事業

◎=新規
○=拡充
□=継続

【図書館】○ティーンズコーナーの充実 ○児童・生徒サービスの実施
○乳幼児サービスの実施 ○障害のある子どもへの読書環境の整備
○外国語図書の収集

【学校等】○学校図書館の図書のデータベース化 ○学校図書館のネットワーク化
○学校図書館の図書の充実 ○おやこ文庫の実施

【地域】○児童館・児童クラブ・公民館・市民館等への団体貸付・読み聞かせ

○図書館等利用案内の作成・配布 ○児童図書等の展示
○子どもの読書に関する行事の実施 ○読書週間の行事の充実

○司書教諭・学校図書館司書との連携、情報交換
○中学校・高校職場体験学習の実施 ○児童図書担当職員の育成

第4章 取り組み別評価シート

第5章 読書活動に関するアンケート

